

日本司法支援センターの準備状況について

- 1 現在、日本司法支援センターの設立(注1)に向けて、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、財団法人法律扶助協会等の関係団体と協議を重ねつつ、準備作業を行っているところ(注2)。
- 2 支援センターは、少なくとも地方裁判所本庁所在地50か所に事務所を設置することとなる上、その業務は、その性質上、地域に密着したものとなる。そこで、地域の実情を支援センターの設立準備作業に的確に反映させるとともに、地方の関係機関等の支援を受けることが必要な作業を円滑に遂行するため、各地で司法を支えている方々に委員を委嘱・依頼して地方準備会を設け、準備作業の支援をお願いしている。

具体的には、全国の地方裁判所本庁所在地において、弁護士会、法律扶助協会、司法書士会、裁判所、検察庁、法務局の各関係機関・団体から推薦を受けた者を委員とする地方準備会(注3)の立ち上げが行われており、昨年12月16日には、同準備会の委員長を集めた会議が開催された。

(注1)

- ・ 現時点において、支援センターは、平成18年春(4~5月)ころ設立、同年秋(10月)ころ業務開始を予定(法律上、設立は、公布日(平成16年6月2日)から起算して2年を超えない範囲内(平成18年6月1日まで)において政令で定める日、業務開始は、公布日から起算して2年6月を超えない範囲内(同年12月1日まで)において政令で定める日。)

(注2) 検討中の主な課題等

- 1 情報提供ネットワークのスキーム構築の在り方
現在、全国で関係機関の洗い出し作業を開始したところ。
- 2 国選弁護関係事務の在り方
- 3 民事法律扶助関係事務の適切な承継の在り方
- 4 常勤弁護士の採用関係

なお、日弁連においては、司法修習を終了した者が支援センターに採用される前に、教育・訓練を受けるための養成事務所を設ける方向で検討中。

5 地方における事務所の設置場所について など

(注3)

- ・ 地方準備会のイメージについては別添資料のとおり。なお、同資料にあるとおり、地方準備会の下に適宜の作業グループが設けられている。